

令和6年度 港区立東町小学校 学校経営方針

港区立東町小学校
校長 橋本 勇一

【はじめに】

本年度創立111周年を迎える、「港区教育ビジョン」のめざすべき子どもの姿「夢と生きがいをもち、自ら学び、考え、行動し、未来を創造する子ども」の実現に向けて、学校における教育のさらなる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した「港区学校教育推進計画 令和3年度～令和8年度」が策定され、今年度からこの計画に基づいた学校教育が推進されている。

本校においても、そこに示された以下の学校経営の視点を受けて、「港区立東町小学校学校経営方針」を策定する。

- 1 子どもたちが安全で安心して過ごすことができる学校づくり
- 2 子どもたちがいきいきと楽しく学ぶことができる学校づくり
- 3 保護者や地域に信頼される学校づくり

I 学校の教育目標

人権尊重の精神と心身の健康増進を全ての教育活動の基調とし、知性と感性に富み、人間性豊かで、広く国際社会において信頼と尊厳が得られる児童を育てる。そのため、家庭・学校・地域社会との連携を密にし、児童一人ひとりの確かな学力を育てる教育活動の充実を図り、生涯にわたり主体的に学び続けるための基礎的・基本的な資質や能力を養う。また、自主・自律や他者への思いやりの精神を育みながら、伝統と文化を尊重し、それを育んできた郷土に対する誇りや愛着をもち、異なる文化を理解し、互いの文化の違いを認め、心豊かな国際社会の創造に主体的に貢献できる児童を育てる。

具体的には、以下の児童の姿を目指す。

明るい子 よく考える子 やりぬく子 思いやりのある子

II 目指す学校像

トリプルA（安全・安定・安心）の学校

安全	安定	安心
<ul style="list-style-type: none"> ○登下校の安全 <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全教室 ・セーフティー教室 ・スクールサポーターとの連携 ○授業中の安全 <ul style="list-style-type: none"> ・安全計画と安全指導 ・安全面の配慮 ○休み時間の安全 <ul style="list-style-type: none"> ・看護体制 ○給食の安全 <ul style="list-style-type: none"> ・アレルギー対応 ・宗教食対応 ○校外学習の安全 <ul style="list-style-type: none"> ・事前の安全指導 ・安全体制 ○震災等の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・避難訓練 ・地域防災訓練 ○感染症の安全対策 <ul style="list-style-type: none"> ・保健指導 ・うがい、手洗い、換気の徹底 ・適切な情報提供と家庭との連絡 	<ul style="list-style-type: none"> ○安定した学級経営 <ul style="list-style-type: none"> ・基本的生活ルールの定着 ・共感的理解に基づいた生活指導 ・失敗を許せる雰囲気づくり ○安定した授業 <ul style="list-style-type: none"> ・学習規律の徹底 ・基礎・基本の定着 ・主体的・対話的で深い学びの授業 ○安定した学年経営・専科経営 <ul style="list-style-type: none"> ・学年主任・専科主任を中心とした連携 ○安定した友達関係 <ul style="list-style-type: none"> ・互いに認め合える関係 ○安定した先生と児童の関係 <ul style="list-style-type: none"> ・児童の話を聞く先生 ・納得して行動する児童 ○安定した先生と保護者の関係 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の共有 ・気軽に相談できる体制 ○安定した職場環境 <ul style="list-style-type: none"> ・職層に見合った働き方 ・Frog Day 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童が安心して通える学校 <ul style="list-style-type: none"> ・信頼できる先生と何でも話せる友達 ・分かる授業・楽しい授業 ○保護者が安心して任せられる学校 <ul style="list-style-type: none"> ・何でも相談できる先生 ・豊かな人的教育環境 ○先生が安心して教育活動を行える学校 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者・地域の理解と協力 ○地域が安心して誇れる学校 <ul style="list-style-type: none"> ・地域へ出る・地域を呼ぶ授業 ・六本木アカデミーによる幼・小中一貫教育の推進（カリキュラム連携） ・オリンピック・パラリンピック教育（レガシーの構築）

III 中期的経営目標と方策

1 教職員相互の意思の疎通を図り、適切な職務遂行を行う。

学校は組織体である。円滑な運営を進めるためには、教育活動に対しての理解と協力が必要不可欠である。自らの職務遂行は、一人で完結するものではなく、常に他者との関係の上に成り立っていることを自覚し、人権に配慮しながら、適切に職務を遂行する。

(1) 会議等により共通理解を図るとともに、共通認識の上で指導にあたる。

(2) 組織相互の立場を尊重するとともに、報告・連絡・相談の連絡を密にする。

2 国際学級の充実・発展を図る。

本校の特色である国際学級の取組がさらに有効に機能するために、以下の視点から充実・発展を図る。

(1) E S T (English Support Teacher) による授業の充実を図る。

(2) 日本語学級との区別を図り、E S C (English Support Course) 児童にとってより適した教育を受けられるようにする。

(3) E S C 児童保護者との連携を図り、E S C 児童の将来を見据えたキャリア教育を充実する。

(4) 国際学級（東町小・南山小）、日本語学級（笄小・麻布小・六本木中）、ネイティブ・ユース（六本木中）の役割・関連を明確にし、児童一人一人により適した教育を行う。

3 教科等の指導の充実を図る。

「主体的・対話的で深い学び」を目指して、児童一人一人の個性を生かした指導法の工夫を図る。

(1) 互いの立場を尊重し合い、思いやりの心をもった関わり合いを基盤とする。

(2) 「わかる授業」を目指し、基礎・基本の確実な定着を図る。

(3) 指導と評価の一体化を図り、児童一人一人の個性を伸ばす。

(4) I C T を活用した学びの充実を図る。

(5) 週案簿や授業観察・面接等により、授業時数の確保と指導内容の確認をしつつ、本校の年間指導計画に基づいた教育実践を行う。

(6) 各種研究会・研修会に積極的に参加し、授業力の向上に努める。

(7) ビオトープを活用した環境教育を実施する。

4 特別支援教育の充実を図る。

児童一人一人が主体的に困難を改善・克服し、自立できるように、児童一人一人の個性や特性に応じた教育を行う。

(1) 児童一人一人の個性や特性を見極め、特別支援教室において、種々の困難を改善・克服するための学習を工夫し、個別指導・小集団指導の充実を図る。

(2) 担任との連携を図り、特別支援教室で学習したことが在籍学級で生かされているか常に評価を行い、必要に応じて特別支援教室の指導の改善に生かす。

5 生活指導の充実を図る。

生活指導は、児童理解と児童の自己実現を図る大切な機能である。その機能を生かすためには、教職員全体の共通理解と協働体制の確立が極めて重要である。

- (1) 集団指導と個別指導の調和に努める。(全体と個の指導のバランス)

- ・教育相談の活用

- (2) 東町小学校のきまり（「学びの基本」・「よい子の一日」）を繰り返し指導する。

- ・担任だけでなく組織的な立場からの同一指導

- (3) 東町いじめ防止基本方針を踏まえ、人と人との関りを重視した指導の徹底を図り、いじめや不登校を未然に防止する。

- ・問題行動の未然防止、早期発見と早期対応・早期解決

- ・外部講師を招聘して、SNSトラブル防止のための授業の開催

6 校内研究・研修の充実を図る。

児童は、毎日変化し成長している。その成長を見取り、次の学びへとつなぐ教員の力が必要である。また、研究・研修に対しては、個々の意欲と意識の持ち方が課題となる。今年度の本校の校内研究は研究主任を中心に、「健康な体づくり」のために体育の研究を行う。児童・教員の実態を十分に踏まえ、全教員が英知を集結し、相互に切磋琢磨し合う中で、授業力の向上に努め、児童の学力向上に資する。また、ICTを活用した学びの充実のためにICT教育に関する教員研修を実施する。

7 家庭や地域との連携を図る。

児童が自らの生命を大切にし、健康で明るい生活を送れるようにするために、学校は家庭や地域と連携し合い、一体となって望ましい人間形成を図る。

- (1) 学校だより・学年だより・ホームページ・ツイッターや諸行事等を通して、教育活動に対する理解を深め、連携を密にする。
- (2) 教育活動に保護者・地域の教育力を積極的に導入する。
- (3) 教員は何事にも誠意をもって迅速に対応し、具体的な対応策を示す。
- (4) PTAや地域の諸行事は、児童を多面的に理解したり、保護者や地域の信頼を得たりする上で必要であり、教員の積極的な参加を促す。

IV 短期的目標と具体策

1 学力の向上を図る。

- (1) 朝の学習の時間・・・漢字・計算（国語・算数）

- (2) 主体的・対話的で深い学びの実践

- (3) 算数科授業では、1・2年生はチーム・ティーチング、3年生以上は少人数での習熟度別学習を実施

- (4) 各教科の充実による育成すべき資質・能力の育成

- (5) デジタル教科書などICT機器の活用推進

- (6) 読書活動の推進（東町30（おすすめ30冊）・親子読書週間）

2 国際科・国際理解教育の充実を図る。

- (1) 習熟度別学習 (Advanced・Standard) による国際科授業
- (2) 外国籍児童 (English Support Course 児童) との交流
- (3) 日本文化を学ぶ時間 (茶道・和太鼓・将棋)
- (4) 給食での行事食、各国の食から文化や歴史を理解
- (5) International Assembly の実施
- (6) 大使館との交流

3 特別支援教育の充実を図る

- (1) 特別支援教室における個別指導・小集団指導
- (2) 担任との連携による在籍学級での般化

4 共感的理解に基づいた生活指導の充実を図る。

- (1) あいさつと言葉遣いの日常的指導
- (2) 児童と日常的な対話による児童理解
- (3) スクール・カウンセラーによる児童との全員面接の実施 (4・5年生)

5 人権教育・こころの教育の充実を図る。

- (1) 毎月、「人権教育の日」を設定 (給食:世界の料理)
- (2) 道徳科を中心とした道徳的心情や実践力の育成
- (3) 音楽鑑賞教室の実施

6 健康教育の充実を図る。

- (1) 体力づくり (なわとび大会・体育集会・夏季水泳)
- (2) 養護教諭による保健指導
- (3) 学校医との連携による集会や授業 (よい歯の集会、薬物乱用教室)
- (4) 積極的に外部講師を招聘して、児童自身が体力向上させる意識を持たせる。

7 食育の充実を図る。

- (1) 学校教育食育推進指針の行動計画に基づいた実践
- (2) 栄養士による食育と給食指導、担任との家庭科指導
- (3) 1年生保護者の給食試食会
- (4) JAとの連携による食農教育の実施

8 安全指導・防災教育の充実を図る。

- (1) 交通安全教室、セーフティ教室、毎月の安全指導・避難訓練
- (2) 地域防災協議会と連携した避難訓練

9 異学年・異校種交流、地域人材の活用の充実を図る。

- (1) 学年・異年齢集団ファミリー、PTA・地域参加の運動会
- (2) 学びの森麻布保育園・六本木中学校との交流
- (3) ファミリー活動（異年齢集団）
- (4) 東町フェスティバル
- (5) 地域や専門の方々によるゲストティーチャー

10 働き方改革を推進し、ライフ・ワーク・バランスの安定を図る。

- (1) 原則定時退勤とし、遅くとも午後7時には退勤
- (2) 月に1回、「Frog Day」を設定し、定時退勤
- (3) 長期休業中は、定時退勤、夏季休業日の節電期間の設定